

定 款

一般社団法人江戸川建設業協会

目次

第1章 総則

名所・目的・事業・公告方法

第2章 会員

種別・入会・入会金及び会費・退会・除名・会員資格喪失に伴う権利及び義務

第3章 社員総会

種別・構成・開催・招集・議長・議決権・決議の方法・議決権の代理行使
社員総会の決議の省略・社員総会議事録

第4章 役員等

役員の設定・役員の選任・理事の職務・監事の職務・役員の任期・役員の解任
顧問及び相談役・報酬等

第5章 理事会

理事会の設置及び構成・権限・招集・議長・決議・理理解議事録

第6章 資産及び会計

事業年度・事業計画及び収支予算・事業報告及び決算・計算書類等の備置き

第7章 定款の変更および解散

定款の変更・解散

第8章 事務局及び職員

職員の任免

附則

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人江戸川建設業協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区松島一丁目29番13号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、建設業を通じて公共福祉に寄与するとともに、建設業経営の健全化と社員の福祉・技術の向上、若者・女性の各段階において、建設技術者による加工技術指導や、現場見学会、職場体験、実践的な技術研修など、キャリア教育への積極的な支援により、物づくりに触れる中で、建設に興味を持ち建設業で働く人材育成の環境整備を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業、仮設物・会場設営事業及び清掃事業の取次斡旋。
- (2) 機材・資材・商品等の仕入、販売、リース事業。
- (3) 建設情報の収集提供及び指導助言。
- (4) 建設事業に関する調査研究及び普及。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催。
- (6) 非常災害時に於ける応急的公共事業の奉仕及び防災訓練の協力、関係諸団体との協約締結。
- (7) 協会所有不動産・施設の管理運営、賃貸事業。
- (8) 発電事業。
- (9) 建設業の役割や魅力を伝える啓発活動、加工技術の体験指導。
- (10) 現場見学会、建設現場における体験学習。
- (11) 実践的技術研修や情報提供
- (12) その他この法人の目的達成に必要な事業

2. 前項の事業は、東京都において行う。

(公告方法)

第5条 この法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1. 正 会 員

次の各号の条件を備えこの法人の目的に賛同し入会した個人又は法人

- (1) 建設業法による建設業許可を受けた業者
- (2) 江戸川区内に本社又は主たる営業所を有し正会員2名以上の推薦によるもの

2. 準 会 員

次の各号の条件を備えこの法人の目的に賛同し入会した個人又は法人

- (1) 建設業法による建設業許可を受けた業者
- (2) 東京都内の江戸川区外に本社又は主たる営業所を有し正会員2名以上の推薦によるもの

3. 特別会員

次の各号の条件を備えこの法人の目的に賛同し入会した個人又は法人

- (1) 日本国内に本社又は主たる営業所を有し正会員2名以上の推薦によるもの

(入 会)

第7条 この法人の会員となろうとする者は、その旨を記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 前条の承認を得た者は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 この法人の会員は、別に定める退会届を会長に提出して退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 死亡又は解散もしくはこれに類する事実を生じたとき。
- (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(除 名)

第10条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当し、除名すべき正当な事由があるときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってその会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 会員を除名しようとするときは、前条に定める社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員及び準会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

- 2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種 別)

第12条 この法人の社員総会は定時社員総会、臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第13条 社員総会は、すべての正会員及び準会員（以下「社員」という）をもって構成する。

(開 催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

- 2. 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 毎年3月に予算の承認をするとき。
- (2) 理事会が必要と認めたとき。
- (3) 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により会長に対して請求があったとき。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 8名以上15名以内

(2) 監事 2名

2. 理事のうち、1名を会長とし、会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3. 理事のうち、2名以上3名以内を副会長、1名を専務理事とすることができ、その場合はその理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
4. 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 解任の議決をする前に、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び相談役)

第28条 この法人に、顧問及び相談役をそれぞれ2名以内置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、人格識見あるものを理事会に諮って会長がこれを委嘱し、会務については会長の諮問に応え又理事会に出席して意見を述べるができる。

(報酬等)

第29条 役員、顧問及び相談役は無給とする。ただし常時勤務する場合に限り、有給とすることができ、その額は社員総会の決議によって定める。

3. 役員、顧問及び相談役には、費用を弁償することができる。

第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長がこれを招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出をすることができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に報告しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(計算書類等の備置き)

第39条 この法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第43条 職員の任免は、理事会の決議により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 一般社団法人への移行後の最初の代表理事は、次のとおりとする。

東京都荒川区南千住六丁目41番10-1014号
代表理事 西野 輝彦

4. この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

平成23年 6月 8日 作成

平成25年 3月28日 一部変更（目的変更）

平成30年 5月25日 一部変更（目的変更）

以上は当法人の定款に相違ない。

東京都江戸川区松島一丁目29番13号
一般社団法人江戸川建設業協会
代表理事 内海 憲市